

建設リサイクル法に関する工事実施手引き

この手引きは、沼田市が発注する工事のうち、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「法」という。)第9条第1項及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令」第2条で定められた建築物等に係る解体工事又は新築工事等(以下、「対象建設工事」という。)の施工する際に必要な手続きについて説明します。

【対象建設工事】

対象建設工事とは、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリート)を用いた建築物等の解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事(土木工事を含む)等で、下表の規模以上の工事をいう。

対象建設工事の種類	規模の基準	
建築物の解体工事	床面積の合計	80m ²
建築物の新築・増築工事	床面積の合計	500m ²
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等) 1	請負代金の額(税込み)	1億円
建築物以外の工作物の工事(土木工事等) 2	請負代金の額(税込み)	500万円

- 1 建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築工事に該当しないもの
2 建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事及び新築工事等

落札者等の手続き

- 1) 落札者等は、法第12条第1項に基づき、特定建設資材の分別解体等の方法及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法等について「**説明書**」に記載し、工事請負締結前までに工事担当課の監督員へ提出してください。(記載内容については監督員と確認・協議する)

【特定建設資材廃棄物】

対象建設資材廃棄物とは、特定建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったもの(コンクリート塊、木材、アスファルト・コンクリート塊)という。

- 2) 落札者等は、法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」(以下「省令」という。)第4条に基づき、以下の事項を「**リサイクル別紙**」に記載し、契約図書に綴り込んでください。

- ・分別解体等の方法
- ・解体工事に要する費用
- ・再資源化等をする施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要する費用

なお、落札者は、これらの見積りに当たっては、適切にその費用を算定しなければならない。

【解体に要する費用】

解体に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

【再資源化等に要する費用】

再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

請負者の手続き

- 1) 請負者は、法第18条第1項に基づき、工事完了時に以下の事項等を「**再資源化等報告書**」に記載し、監督員に提出しなければならない。

- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

なお、請負者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を記載した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を報告書に添付しなければならない。

「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」に関する入力システムは、国土交通省のホームページから入手できます。(建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS-)

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/refrm.htm>

説 明 書

平成 年 月 日

(発注者)

沼田市長 星野 己 喜 雄 様

氏名 建設株式会社 代表取締役 沼 田 太 郎 (印)
(郵便番号 -) 電話番号 - -
住所 沼田市 町 番地

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1. 説明内容 添付資料のとおり

2. 添付資料

届出書 (様式第一号に必要事項を記載したもの)

別表 (別表 1~3 のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表 1 (建築物に係る解体工事)

別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

レ別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

その他の別添資料 (添付する場合)

レ案内図

レ工程表

届 出 書

平成 年 月 日

沼田市長 星野 已喜雄 殿

発注者又は自主施工者の氏名フリガナ (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 建設株式会社 代表取締役 沼田太郎 (印)
 (郵便番号 -) 電話番号 - -
 住所 沼田市 町 番地
 (転居予定先) (郵便番号 -) 電話番号 - -
 住所 沼田市 町 番地

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1. 工事の概要**
 工事の名称 市道 線舗装修繕工事
 工事の場所 沼田市 町 地内
 工事の種類及び規模
 建築物に係る解体工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m²
 建築物に係る新築又は増築の工事
 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m²
 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
 用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円
 レ建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 _____ 万円
 請負・自主施工の別：レ請負 自主施工

- 2. 元請業者 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)**
フリガナ
 氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 建設(株) 代表取締役 沼田太郎
 (郵便番号 -) 電話番号 - -
 住所 沼田市 町 番地
 許可番号 (登録番号)
 レ建設業の場合
 建設業許可 群馬県 大臣レ知事 (般 -) × 号 (土木 工事業)
 主任技術者 (監理技術者) 氏名 沼田 一郎
 解体工事業の場合
 解体工事業登録 _____ 知事 _____ 号
 技術管理者氏名 _____

- 3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日**
 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)
 平成 年 月 日

- 4. 分別解体等の計画等**
 建築物に係る解体工事については別表1
 建築物に係る新築工事等については別表2
 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
 により記載すること。

- 5. 工程の概要**
 別紙のとおり 工事着手予定日 平成 年 月 日
 別紙のとおり 工事完了予定日 平成 年 月 日
 (できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

- 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。
- 記名押印に代えて、署名することができる。
- 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

受付番号 _____

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)	鉄筋コンクリート造 レその他 (アスファルト舗装)			
工事の種類	新築工事 レ維持・修繕工事 解体工事			
	電気 水道 ガス 下水道 鉄道 電話 その他 ()			
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	コンクリート コンクリート及び鉄から成る建設資材 レアスファルト・コンクリート 木材			
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 _____ 年 その他 ()		
	周辺状況	周辺にある施設 レ住宅 商業施設 学校 病院 その他 () 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他 ()		
工作物に関する調査の結果 及び 工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 レ十分 不十分 その他 (道路上作業)	道路使用許可済	
	搬出経路	障害物 有 () レ無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 レ有 無 その他 ()	交通整理員の常駐	
	特定建設資材への 付着物 (解体・維持・ 修繕工事のみ)	有 () 無		
	その他			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容		分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	仮設	仮設工事 有 レ無		手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 有 レ無		手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有 レ無		手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 レ有 無		手作業 レ手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有 レ無		手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 有 レ無		手作業 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	上の工程における _____ の順序 その他 (上の工程における _____ の順序) その他の場合の理由 ()			
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み (解体工事のみ)	3 0 0 トン			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量 の見込み (全工事)並びに特定建設 資材が使用される工作物の部分 (新 築・維持・修繕工事のみ)及び特定 建設資材廃棄物の発生が見込まれる 工作物の部分 (維持・修繕・解体工 事のみ)	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分 (注)
		コンクリート塊	トン	
		レアスファルト・コンクリート塊	3 0 0 トン	レ
		建設発生木材	トン	
(注)	仮設 土工 基礎 本体構造 本体付属品 その他			
備考				

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

案 内 図

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）用）

解体工事に要する費用等

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 （解体工事のみ）
	仮設	仮設工事 有 レ無	手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 有 レ無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有 レ無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 レ有 無	手作業 レ手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有 レ無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 有 レ無	手作業 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

（受注者の見積額）

解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、
解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
アスファルト・コンクリート塊	(株)	沼田市 町
アスファルト・コンクリート塊	(株) 工業	沼田市 町

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

（受注者の見積額）

再資源化に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用
及び運搬に要する費用とする。

再資源化等報告書

平成 年 月 日

(発注者)

沼田市長 星野 已喜雄 様

氏名 建設株式会社 代表取締役 沼田太郎

(郵便番号 -)電話番号 - -

住所 沼田市 町 番地

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 市道 線舗装修繕工事

2. 工事の場所 沼田市 町 地内

3. 再資源化等が完了した年月日 平成 年 月 日

4. 再資源化等した施設の名称及び所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト・コンクリート	(株)	沼田市 町
アスファルト・コンクリート	(株) 工業	沼田市 町

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____万円 (税込)

6. 添付資料 資源有効利用促進法に定められた一定規模以上工事の場合など

レ再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)

レ再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

(注) 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。